



WAKAMATSU  
OFFICE

# 若松税理士事務所通信

令和 6年 6月号 No.132

## <ごあいさつ>

今年も梅雨の時期がやってきました。梅雨明けまでは、ぐずついた天気が続くようになります。交通事故も増加する季節なので、お車の運転の際には、いつも以上にご注意下さい。

## <定額減税について>

納税者及び同一生計配偶者を含めた扶養親族1人（いずれも居住者）につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を実施します。ただし、合計所得金額1,805万円（給与収入2,000万円）以下の者が対象となります。

### 【給与所得者】

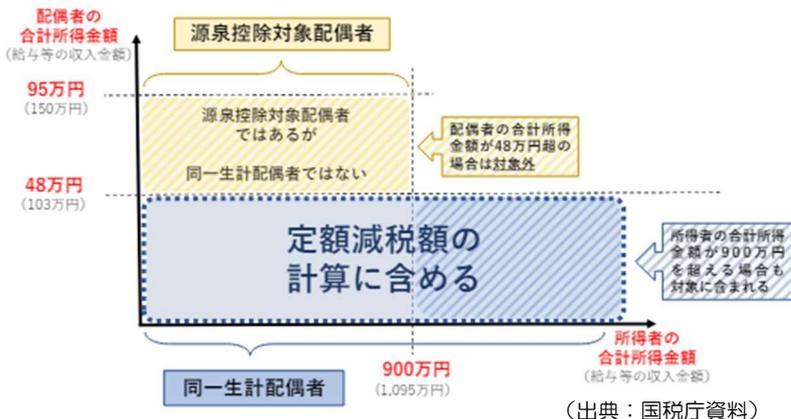
- ・所得税：最初の給与等（賞与を含む）の源泉徴収税額から順次控除
- ・住民税（特別徴収）：令和6年6月分は徴収せず、令和6年度分の住民税の所得割額から減税額を差し引いた額を11等分し、令和6年7月分～令和7年5月分までの11ヶ月間で毎月特別徴収。

### 【事業所得者等】

- ・所得税：令和6年分の所得税の第1期分予定納税額から本人の減税額を控除。控除しきれない場合は第2期分から控除。同一生計配偶者等の分は確定申告又は予定納税額の減税申請により控除。
- ・住民税（普通徴収）：令和6年度分の住民税の第1期分納税額から控除。控除しきれない場合は、第2期分以降の税額から順次控除。

なお、減税しきれない場合には、差額分を1万円単位で切り上げて給付金（調整給付）として支給。

※同一生計配偶者及び扶養親族の数の確認が必要



- ・同一生計配偶者：控除対象者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除く）のうち、合計所得金額が48万円以下の人
- ・扶養親族：所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく、16歳未満の扶養親族も含まれる

## <6・7月の税金関係>

- ① 4月決算の確定申告・10月決算の中間申告
- ② 個人住民税の納付…特別徴収：6月分より毎月10日、普通徴収：6月、8月、10月及び1月の末日
- ③ 源泉所得税（納特）の納付…7月10日まで
- ④ 所得税の予定納税の通知…納期限は7・11月末日
- ⑤ 固定資産税の納付（第2期分）…7月末日
- ⑥ 算定基礎届の提出…7月10日まで
- ⑦ 労働保険の年度更新…7月10日まで

## <若松家の出来事>

現在、長男（小6）、次男（小5）、長女（小2）、三男（年中）の父親として育児に奮闘しております。

今年のGWは1泊2日で鹿児島に行ってきました。平川動物公園・桜島・指宿を観光し、鹿児島ラーメン・しろくまを堪能し、イーブイをゲットしてきました。

先月は長男の小学生最後の運動会でした。徒競走は年齢順に1位・3位・3位で、次男はリレー選手に選抜され力強い走りを披露してくれました。

今後も諸先輩方には色々のご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町 4-17

電話：083-242-1448

FAX：083-242-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

